

大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（MOBA） 規約

（名称）

第1条 本アライアンスは、「大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（英文名：*Members of the Osaka bay Blue carbon ecosystem Alliance*、略称「MOBA）」と称する。

（目的）

第2条 ブルーカーボン生態系（藻場・干潟等）は、2050年のカーボンニュートラルや、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）及びSDGsの達成などに貢献する。このため、大阪湾をブルーカーボン生態系の回廊でつなぐ「大阪湾MOBAリンク構想」の実現に向けて、MOBAを設置し、行政機関、企業、NPO等の団体（以下、「取組団体」という。）が、主体的かつ連携して大阪湾におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出（以下「ブルーカーボン生態系の創出等」という。）を推進する。

（活動）

第3条 MOBAは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- （1）ブルーカーボン生態系の創出等に関する情報発信・普及啓発・理解促進
- （2）ブルーカーボン生態系の創出等の取組活性化
- （3）会員の連携によるブルーカーボン生態系の創出等の新規プロジェクトの検討・支援
- （4）藻場創出等が生物多様性等へ及ぼす効果把握
- （5）前各号に掲げるもののほか、MOBAの目的の達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員は、第2条の目的に賛同し、第3条の活動に協力する取組団体とする。

- 2 会員希望者は、参加登録申込書（様式1）を事務局に提出し、事務局は登録を行う。
- 3 会員は、参加登録申込書に記載した取組みを推進するほか、他の会員の取組みへの協力に努める。
- 4 退会を希望する会員は、退会届（様式2）を事務局に提出することで退会することができる。
- 5 会員が次のいずれかに該当する場合、事務局は会員を除名できる。
 - （1）解散等により消滅したとき。
 - （2）所在不明となり、事務局から連絡が取れないとき。
 - （3）MOBAの目的に反する行為が認められ、MOBAの信用を著しく害した時。
 - （4）暴力団等反社会的勢力と関係があると判明した時。
 - （5）その他MOBAの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

(オブザーバー)

第5条 会員のほか、MOBAの取組みに有意義と認められるものをオブザーバーとして、事務局が登録することができる。

(会費)

第6条 MOBAの入会金及び年会費は無料とする。ただし、会議の参加費用等については、各会員が負担する。

(事務局)

第7条 事務局を大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課及び兵庫県環境部水大気課に置く。

2 事務局は、MOBAに関する以下の事務を行う。

- (1) 会員の入退会の受付・登録と管理
- (2) ホームページの運営・管理
- (3) MOBAの活動に係る会員への情報共有・会議運営等による支援の実施
- (4) MOBAの活動に係る情報発信
- (5) MOBAによる行事等の主催、共催、後援等の管理
- (6) (1)～(5)に付随する業務その他

3 前項に関する運営にあたっては、事務局にて情報を共有するとともに、適宜調整し、相互に連携して進める。

(規約の見直し)

第8条 この規約については、必要に応じ、事務局において適宜見直すものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、事務局において協議の上決定する。

附 則

この規約は、令和6年1月24日から施行する。